

歯科材料 09 歯科用研削材
一般医療機器 歯科技工用アブレイブ研削器具 JMDN70901000

ピー・ピー オレンジポイント

【禁忌・禁止】

- ・指定された用途以外には使用しないこと。
- ・無理な角度や過度の加圧はしないこと。

【形状、構造及び原理】

【概要】

：歯科技工用アブレイブ研削器具

本品は、①砥石部：研磨成分（アルミナ）をガラス焼結した軸付砥石

砥石部①と軸部②で構成される。

砥石部は、研磨成分（アルミナ）焼結材（ガラス）

②軸部：JIST 5504-1：2001（歯科用回転器具—軸—第1部：金属）のHP

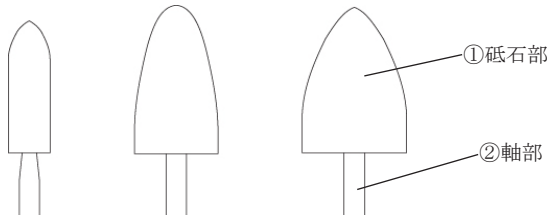
【形状、構造】

：本品は、砥石部①と軸部②から構成される。

砥石部は研磨成分（アルミナ）をガラス焼結した砥石。

軸部はストレートハンドピース装着されるようになっている。

本品は、3種類の形態がある。



【原理】

：砥粒による研削。

【原材料又は構成部品】

①砥石部：研磨成分：アルミナ
焼結材：ガラス

②軸部：JIST 5504-1：2001（歯科用回転器具—軸—第1部：金属）のHP用

【使用目的又は効果】

炭化けい素、アルミナ等を用いる技工用研削材をいう。
ポイントである。

【使用方法等】

JIST 5907：2001（歯科用ハンドピース—第2部：ストレート及びアングルハンドピース）又は、同等の規格を満たしたハンドピースに装着して使用する。（最高使用回転数：10,000回転/分）

【使用上の注意】

- ・10,000回転/分の最高許容回転速度（回転数）を超えて使用しないこと。
- ・使用にあたってはハンドピースメーカーの指示に従って、シャンクを確実に奥まで挿入し半チャックではないことを確認すること。
- ・使用前に予備回転を行い、振れないことを確認すること。
- ・頭部の細いもの、長いもの、大きい形状のものは、折れたり曲がったりすることがあるので、無理な角度や過度の加圧での使用は避けること。
- ・変形、キレツ、損傷（錆、表面キズ、曲がり、汚損）等のあるものは使用しないこと。
- ・本材を使用して研磨を行う場合は、局所集塵装置、公的機関が認定した防塵マスクなどを使用し、粉塵を吸入しないこと。
- ・本材使用により発疹、温疹、発赤、かゆみ、かぶれ、しびれ等の過敏症状が現れた患者又は術者においては、直ちに使用を中止し、専門医の診断を受けさせる又は受けること。

- ・本材は研削、研磨の際には保護メガネ等を使用すること。
- ・本材が万一目に入った場合には、直ちに大量の水で洗浄した後、眼科医の診断を受けさせる又は受けること。
- ・本材は歯科医療有資格者以外は使用しないこと。

【保守・点検に係る事項】

〔使用前点検〕

使用前にはルーペ等により傷等の検査を行う。

【保管方法】

- ・水分、腐食性薬剤及びその蒸気に暴露を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。
- ・歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

有限会社 ブロップ
電話 052-618-5777